

国民年金のあらまし

令和5年(2023年)8月発行

鎌倉市健康福祉部保険年金課

“年金なんて、遠い先のこと” と思っている若い世代のかた
“老後の生活設計をきちんと考えておこう” と思っている熟年
世代のかた

“年金は複雑でよくわからない” と思っているかた
いろいろな思いがありますが、誰にでも老後は必ず訪れますし、
人生100年時代に年金が果たす役割はますます大きくなってきます。
この小冊子が、年金を理解されるうえでお役に立てば幸いです。

(目 次)			
年 金 制 度 の あ ゆ み	1	付 加 年 金	8
基 础 年 金 制 度	3	国 民 年 金 基 金	8
加入の対象となる人	4	老 齢 基 础 年 金	9
海外居住者の任意加入	4	障 害 基 础 年 金	15
保 険 料 の 納 付	5	特 別 障 害 給 付 金	19
保 険 料 の 免 除	6	遺 族 基 础 年 金	20
納 付 猶 予 制 度	7	寡 婦 年 金	22
学 生 納 付 特 例 制 度	7	死 亡 一 時 金	22
保 険 料 の 追 納	7	併 給 の 調 整	23
産前産後期間の免除制度	8	国 民 年 金 の 手 続 き	24

1. 年金制度のあゆみ

日本の公的年金制度の歴史は、明治時代に、軍人や官吏を対象とした恩給制度に始まります（明治8年：海軍退隠令、明治9年：陸軍恩給令、明治17年：官吏恩給令、これらを統合して、大正12年：恩給法となる）。一般国民を対象とした年金制度としては、昭和17年に、工場などで働く男子労働者を対象とした労働者年金保険が発足し、その後、昭和19年に、労働者年金保険の対象が女子や事務職員に拡大されるとともに、厚生年金保険と改称され、昭和29年には、全面的な改正が行われました。また、昭和23年には国家公務員共済組合が発足し、後に、恩給制度がその中に統合されました。

このように、被用者年金は幾つかの変遷をたどりましたが、農業者、自営業者など被用者以外の一般国民は、その後も年金制度から取り残されてしまいました。

しかし、昭和36年に被用者以外のすべての国民を対象にした国民年金が発足し、ここに国民皆年金体制が達成されました。

また、昭和61年4月には、国民年金が全国民共通の制度となり、厚生年金保険、共済組合が2階部分を担う制度となるなど、制度体系が再編成されました。

さらに、平成9年4月には旧公共企業体（日本国有鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の共済組合が、平成14年4月には農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合されました。

そして、平成27年10月からは公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入することになり、被用者年金が一元化されました。

2

		昭和15年 ▼	17 ▼	19 ▼	23 ▼	29 ▼	30 ▼	31 ▼	34 ▼	36 ▼	37 ▼	59 ▼	61 ▼	平成9 ▼	14 ▼	27 ▼														
被用者	民間被用者	男子労働者	劳 動 者 年 金 保 险		厚生年金保険																									
		女子及び職員																												
	船 員	船員保険															職務外年金部門は、厚生年金保険へ統合													
	旧公共企業体職員	恩 給		恩 給 準 用	公共企業体職員等共済組合										厚生年金保険															
			官業共済組合等		旧 法 準 用											共済組合国家公務員等														
	公 務 員 等		旧国家公務員共済組合				國家公務員共済組合										厚生年金保険													
			恩 給														国家公務員共済組合													
			恩給準用・退職年金条例等				市町村職員共済組合		地方公務員等共済組合																					
私立学校教職員		(厚生年金保険)		私立学校教職員共済組合													厚生年金保険													
農林漁業団体職員		(厚生年金保険)		農林漁業団体職員共済組合																										
被用者以外の者												国民年金（拠出制）																		

► 国民年金制度の開始

▲
36

► 基礎年金制度の創設・開始

▲
61

2. 基礎年金制度

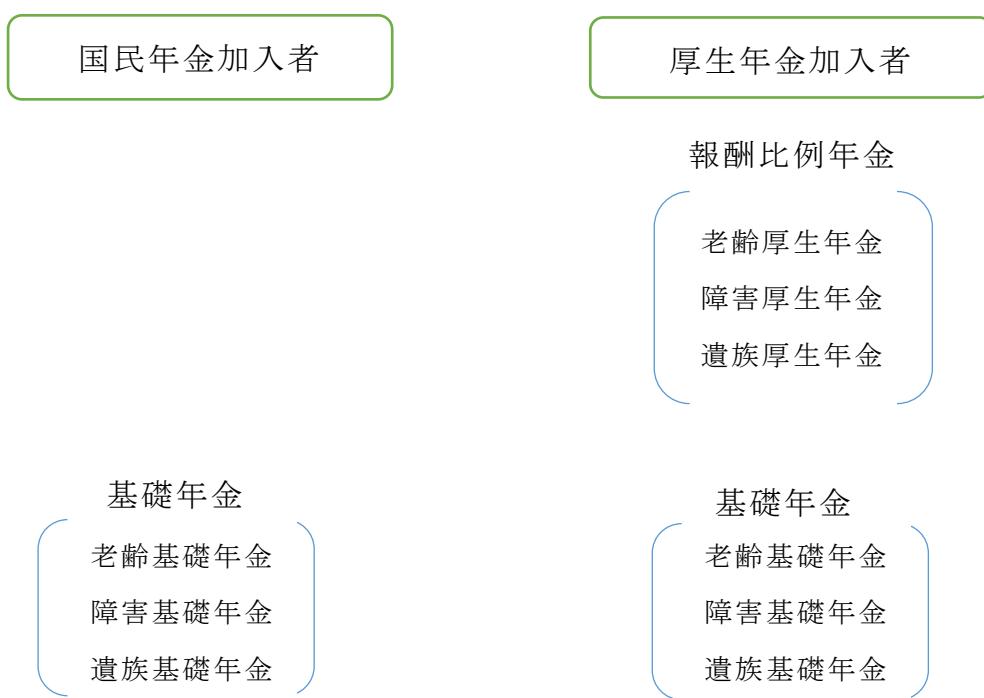
本格的な高齢化社会の到来に備え、“21世紀の年金の確立を図る”として、昭和61年4月に、現在の年金制度がスタートしました。

それまでの年金制度は、国民年金、厚生年金、各種共済組合など7つに分かれしており、それぞれの制度から加入期間に応じて年金が支給されていました。しかし、年金の種類や給付内容に差異があり、また、財政基盤が不安定な制度もあるため、長期的に安定した公平な年金制度の確立が必要とされてきました。

現在の年金制度では、国民年金を、公的年金制度の土台として位置づけ、全国民に共通する基礎年金を支給する制度としました。このことにより、今まで国民年金に加入していなかったサラリーマンの妻（平成3年4月からは学生）も必ず加入することになり、さらに、厚生年金や共済組合の加入者も国民年金に加入することになりました。

このため、厚生年金の加入者は、基礎年金とそれに上乗せされて支給される報酬比例年金を受けるいわゆる“2階建て年金”制度になります。（図1）

(図1) 国民年金・厚生年金の関係



※ 平成27年10月に被用者年金が一元化され、公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入することになりました。

3. 加入の対象となる人

強制加入

- (1) 第1号被保険者…日本に住所がある20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者、第3号被保険者以外の人。保険料は、月額16,520円（令和5年度）を個別に納付する。
- (2) 第2号被保険者…厚生年金や共済年金の加入者で、原則として65歳未満の人。毎月、賃金から天引きされる保険料で賄われる。
- (3) 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。配偶者が加入している年金制度で負担するので納付の必要なし。

任意加入（厚生年金・共済年金加入者は除きます）

- (1) 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- (2) 日本に住所がある20歳以上60歳未満で厚生年金の老齢年金、共済組合の退職年金を受けている人
- (3) 日本に住所がある60歳以上65歳未満の人
- (4) 65歳に達しても年金受給権が確保できない70歳未満の人が、70歳になるまでの間で老齢基礎年金の受給資格を満たすまでの期間
(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人)

4. 海外居住者の国民年金任意加入

海外に住んでいる日本人も、希望すれば20歳から65歳の間、国民年金に加入できます。

加入の手続きは以下の3通りです。

- (1) 国内に住む親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹など）を「国内協力者」と定めて、加入者本人の国内での最終住所地の市区町村に申し出る。
- (2) 「国内協力者」がない場合、加入者本人の国内での最終住所地を管轄する年金事務所に申し出る。
- (3) 本人が日本国内に住所を有したことがないときは、千代田年金事務所へ申し出る。

必要書類など、手続きの具体的な内容については、最終住所地の市区町村役場や最終住所地を管轄する年金事務所または千代田年金事務所（☎03-3265-4381）にお問い合わせください。

5. 保険料の納付

国民年金の保険料は、月額16,520円（令和5年度）です。このほかに400円を加算して納めると、将来の年金額を増やすことができる付加年金制度があります。

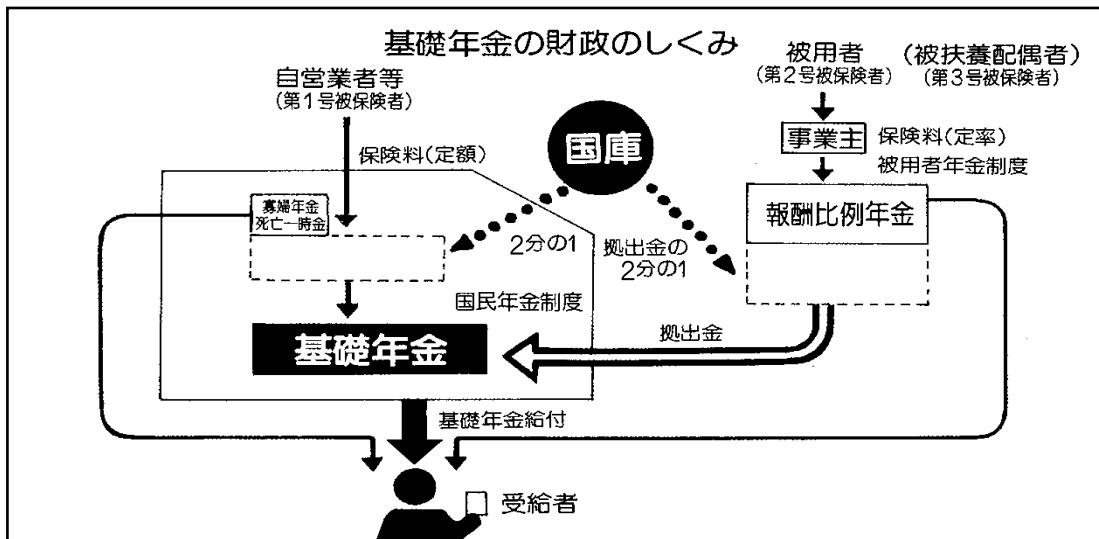
国民年金の保険料を納める必要があるのは、第1号被保険者（任意加入者を含む）です。第2号被保険者、第3号被保険者は、厚生年金からの拠出金で基礎年金の費用が負担されるので、個別に国民年金保険料を納める必要はありません（図2）。

保険料の収納業務は国（日本年金機構）が行い、口座振替、クレジットカード納付、納付書（現金、電子納付、スマートフォンアプリ）による納付方法があります。納め忘れがありますと、年金を受けられないことがありますので必ず納付してください。

また、保険料を一括前納すると割引になります（6か月、1年、2年。ただし、年度途中で60歳または65歳に達する人はその前月まで。また、納付期間が480月になる人はその月まで）。

なお、その年内に納付した国民年金保険料は、所得税や市民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税対象の所得から差し引かれます。

（図2）



6. 保険料の免除

第1号被保険者（任意加入者を除く）で、世帯として納付が困難なときは、保険料が免除される制度があります。

法定免除…生活保護や障害基礎年金を受けているとき。

申請免除…病気や失業などで所得が少なく納付が困難なとき（学生は学生納付特例制度）。全額免除、4分の3免除、半額免除、または4分の1免除があります。

保険料の免除期間は、年金の資格期間に算入されます。免除を受けた期間の年金額は、保険料を納めた場合に比べて下記の表1のようになります（追納しない場合）。なお、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、それぞれ保険料の4分の1、半額、4分の3を納付しないと未納期間となります。

また、免除期間中に障害を負った場合には、一定の要件を満たせば障害基礎年金を受給することができます。

（表1）免除を受けた期間の年金額

免除を受けた期間	法定免除	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年3月以前	3分の1	3分の1	2分の1	3分の2	6分の5
平成21年4月以後	2分の1	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

令和2年5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、令和2年2月分以降の国民年金保険料免除の手続きが可能となりました。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

臨時特例措置による申請手続きは、令和4年度分（免除・納付猶予は令和4年7月分から令和5年6月分、学生納付特例は令和4年4月分から令和5年3月分）の申請まで可能です。

7. 納付猶予制度

50歳未満の人が、世帯主の所得により免除に該当しない場合でも、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

保険料の納付猶予期間は、年金の資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金額には反映されません。なお、猶予期間中に障害を負った場合には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金を受給することができます。

この制度は令和12年(2030年)6月までの時限的な措置です。

8. 学生納付特例制度

申請して承認を受けると在学期間中の保険料が猶予されます。猶予期間中に障害を負った場合には、一定の要件を満たせば障害基礎年金を受給することができます。対象となるのは、次に掲げる学生であること、令和5年度については、本人の前年所得が128万円(+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)以下であることです。

なお、学生納付特例を受けた期間は年金受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金額には反映されません。

<対象となる学生>

学校教育法に定める大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校(従来の盲学校・聾学校・養護学校)、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上のもの)、一部海外大学の日本分校に在学する学生です(夜間・定時制課程や通信課程も対象)。学生納付特例制度の対象校かどうかが不明な場合は、藤沢年金事務所(☎ 0466-50-1151)にお問い合わせください。

9. 保険料の追納

免除・納付猶予・学生納付特例の適用を受けた年度の保険料は、10年以内であれば納めることができる追納制度があります。なお、3年度目以降(3月分については3年度目の5月以降)に追納する場合、適用を受けた当時の保険料に政令で定める額を加算した額を納付することになります。

10. 産前産後期間の免除制度 平成31年4月開始

国民年金第1号被保険者の方が出産したとき、出産前後の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、保険料を納付したものとして、将来の受給額に反映されます。

対象期間は、出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間で、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間です（平成31年度に限って4月分以降が対象）。

11. 付加年金

定額保険料に付加保険料（月額400円）を加算して納めると、老齢基礎年金を受け取る際に、200円×付加保険料納付月数が上乗せされます。なお、付加保険料をさかのぼって納付申出することはできません。

12. 国民年金基金

自営業などの人が、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、基礎年金の上乗せ給付を行うための基金です。都道府県ごとに設立される「地域型国民年金基金」と「職能型国民年金基金」があります。

国民年金第1号被保険者、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している日本に住所がある人、20歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している在外邦人（海外居住者）が加入できます。ただし、農業者年金に加入している人は、基金に加入できません。また、基金加入者は、国民年金の付加保険料を納付できません。

問い合わせ先 全国国民年金基金首都圏支部

東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル6階

電話 0120-65-4192

13. 国民年金の給付

国民年金は、公的年金制度の土台として、2階建て年金の1階部分を担うことになり、共通の基礎年金が支給されます。

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類です。また、

国民年金独自の給付として、寡婦年金、死亡一時金、付加年金等があります。受けられる要件や年金額の概要是、次のとおりです。

I . 老齢基礎年金

(1) 受けられる要件

次に掲げる期間を合算した資格期間が10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときから支給されます。ただし、大正15年4月1日までに生まれた人、昭和61年4月1日以前に厚生年金の老齢年金を受けている人、共済組合の退職年金を受けている昭和6年4月1日までに生まれた人は、旧制度が適用されます。

- ①保険料納付済期間（厚生年金や共済組合加入期間のうち、昭和36年4月1日以降の期間を含む）
- ②保険料の免除期間及び納付猶予や学生納付特例を受けた期間
- ③任意加入できる人が任意加入しなかった期間（旧制度で適用除外になっていた期間を含み、20歳以上60歳未満の期間）
- ④厚生年金の脱退手当金を受けた期間で昭和36年4月1日以降の期間（昭和61年4月1日以降に、①または②の期間がある人に限る）

(2) 年金額

令和5年度の老齢基礎年金の額は、67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）は、年額795,000円（月額66,250円）です。68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）は、年額792,600円（月額66,050円）です。

この年金額は、20歳から60歳に達するまでの40年間、あるいは、昭和36年4月から60歳までの加入可能な期間（表2）、保険料を納付した場合に支給される額です。なお、未納期間や免除期間があったときは、減額されます。年金額の計算は図3、4の式で行います。

（表2）

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年

※加入可能年数は、昭和36年4月1日以降60歳までの年数

(図3) 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）

保険料納付済月数	+ 平成21年3月以前の免除の年金反映割合の合計月数(P6の表1参照)
795,000円 ×	+ 平成21年4月以後の免除の年金反映割合の合計月数(P6の表1参照)
	加入可能年数 × 12月

(図4) 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）

保険料納付済月数	+ 平成21年3月以前の免除の年金反映割合の合計月数(P6の表1参照)
792,600円 ×	+ 平成21年4月以後の免除の年金反映割合の合計月数(P6の表1参照)
	加入可能年数 × 12月

(3) 繰上げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、60歳から65歳になるまでの間に繰上げて支給を受けることができます。この場合、受け始める年齢により、支給率が表3、表4のようになります。

なお、繰上げ請求する場合には、次のようなことにご注意ください。

- ① 繰上げ請求後に国民年金の任意加入や保険料の追納はできなくなります。
- ② この減額率は、当初の減額率のまま生涯変わりません（65歳になっても満額支給は受けられません）。
- ③ 年金の支給は、繰上げ請求をした翌月分から開始されます。
- ④ 繰上げ請求をした後に請求の取消し、支給希望年月日の変更はできません。
- ⑤ 老齢厚生（退職共済）年金の受給資格がある方は、同時に繰上げ請求をする必要があります。
- ⑥ 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を受給中の方は、これらの年金に定額部分の支給がある場合、定額部分は支給停止になります。
- ⑦ 寡婦年金が受けられなくなります。
- ⑧ 繰上げ請求をした後で、障害を負ったり、程度が重くなても障害基礎年金は受けられません。
- ⑨ 65歳になるまでは、遺族厚生（遺族共済）と繰上げ支給は同時に受けられません。どちらか一方の年金のみの支給となります。（65歳からは両方とも受けられます。）

(表3)昭和37年4月2日以後生まれの方(1か月当たり0.4%減額)

(%)

	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	76.0	76.4	76.8	77.2	77.6	78.0	78.4	78.8	79.2	79.6	80.0	80.4
61歳	80.8	81.2	81.6	82.0	82.4	82.8	83.2	83.6	84.0	84.4	84.8	85.2
62歳	85.6	86.0	86.4	86.8	87.2	87.6	88.0	88.4	88.8	89.2	89.6	90.0
63歳	90.4	90.8	91.2	91.6	92.0	92.4	92.8	93.2	93.6	94.0	94.4	94.8
64歳	95.2	95.6	96.0	96.4	96.8	97.2	97.6	98.0	98.4	98.8	99.2	99.6
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(表4)昭和37年4月1日以前生まれの方(1か月当たり0.5%減額)

(%)

	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(4) 繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）になるまでの間に繰下げて支給を受けることができます。この場合、受け始める年齢により、支給率が表5のようになります。

また、繰下げ待機期間（老齢基礎年金を受け取っていない期間）中は、繰下げ受給の請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって受け取るか、いつでも選択することができます。

なお、繰下げ請求する場合には、次のようなことにご注意ください。

①この増額率は、当初の増額率のまま生涯変わりません。

②年金の支給は、繰下げ請求をした翌月分から開始されます。

③繰下げ請求をした後に請求の取消し、支給希望年月日の変更はできません。老齢基礎年金に振替加算が付く場合、繰下げをしても振替加算は増額されません。また、繰下げ待機期間中は、振替加算を受け取ることはできません。

④繰下げ待機期間中は、年金生活者支援給付金は請求できません。また、繰下げによる年金額の増額により、年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響する場合があります。

⑤65歳から66歳の間に他の公的年金（老齢厚生年金を除く）の受給権が発生した場合、

繰下げ請求はできません。

⑥66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に他の公的年金の受給権を得た場合には、その時点で増額率は固定され、老齢基礎年金の請求手続きが遅れても増額率は増えません。

⑦75歳を過ぎて請求しても増額率は増えません。75歳までさかのぼって支給されます。
(昭和27年4月1日以前に生まれた方は、70歳に達した月までです。)

(表5)(1か月当たり0.7%増額) (%)

	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184.0	(以降同じです)										

(5) 振替加算

老齢基礎年金受給権者が65歳に達したとき、配偶者が受けている老齢厚生年金（退職共済年金）または障害厚生年金（障害共済年金）に加算されている加給年金額が、生年月日に応じて、振替加算として老齢基礎年金額に加算されます。また、65歳に達した後、配偶者に加給年金額が加算される要件を満たしたとき、そのときから振替加算が行われます。

なお、振替加算は、昭和61年4月1日からの新制度に伴い、満額の老齢基礎年金が支給されない可能性のある年齢の人には限って行われるもので、このため、昭和61年4月1日に20歳未満の人（昭和41年4月2日以降に生まれた人）については、振替加算の対象とはされません。

振替加算は老齢基礎年金について行われるので、新制度の適用を受ける人に限られます。また、その対象となる老齢基礎年金の受給権者が障害厚生年金や20年以上加入の老齢厚生年金を受給できる場合は、加算されません。

このように、夫と妻の年齢により、振替加算の対象となる場合が限定されますが、その関係は表6のようになります。振替加算の額は表7のとおりです。

(表6) 振替加算の有無

夫(会社員) 妻 (専業主婦)	大正15年4月1日以前に 生まれた人	大正15年4月2日以降に 生まれた人
大正15年4月1日以前に 生まれた人		妻は旧法の老齢給付が適用され るため振替加算なし (夫の老齢厚生年金は終身加給)
大正15年4月2日以降、 昭和41年4月1日以前に 生まれた人	夫は旧法の老齢給付が適用 され終身加給があるので振 替加算なし	振替加算あり (夫の老齢厚生年金の加給は妻 が65歳まで)
昭和41年4月2日以降に 生まれた人		妻は40年加入できるので振替 加算なし (夫の老齢厚生年金の加給は妻 が65歳まで)

(注) 妻が会社員で、夫が妻に生計維持されている場合には、この表の夫と妻を入れ替えてください。

(表7) 老齢基礎年金の振替加算額の表（令和5年度）

生年月日	加算率	加算額(円)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.000	228,100
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.973	221,941
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.947	216,011
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.920	209,852
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.893	203,693
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	0.867	197,763
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	0.840	191,604
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	0.813	185,445
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	0.787	179,515
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	0.760	173,356
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	0.733	167,197
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	0.707	161,267
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	0.680	155,108
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	0.653	148,949
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	0.627	143,019
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	0.600	136,860
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	0.573	130,701
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	0.547	124,771
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	0.520	118,612
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.493	112,453
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	0.467	106,523
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	0.440	100,364
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	0.413	94,205
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.387	88,275
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.360	82,116
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.333	75,957
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.307	70,027
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.280	63,868
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.253	57,709
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.227	51,779
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	0.200	45,740
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	0.173	39,565
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	0.147	33,619
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	0.120	27,444
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	0.093	21,269
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	0.067	15,323

II. 障害基礎年金

(1) 受けられる要件

①初診日において、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する人が、障害認定日^(注1)に障害等級表（表8）の1級または2級に該当するとき。ただし初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除、猶予期間も含む）が、加入期間の3分の2以上あることが必要です^(注2)。

（ア）国民年金加入中であること

（イ）加入中でない人については、過去に加入したことがあって、日本に住所があり、かつ、60歳以上65歳未満^(注3)であること

②初診日が20歳前にある障害については、20歳に達したとき（20歳以降に障害認定日があるときは、その日）に、障害等級表の1級または2級に該当するとき（障害福祉年金からの切替えを含む）。なお、この要件で受ける場合には、本人の所得による制限があります。

③障害認定日において障害等級表に該当しない障害の状態が、65歳に達する日の前日までに、1級または2級に該当するようになったとき。なお、20歳前に初診日があるときは、②と同様の制限があります。

注1…初診日から1年6か月を経過した日（その間に傷病が治った場合はその日、その症状が固定して治療の効果が期待できない状態に至ったときはその日

注2…令和8年（2026年）3月31日までに初診日がある障害については、3分の2以上の納付要件に該当しない場合でも、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がないときは、障害基礎年金を請求することができます。

注3…老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。

(2) 年金額

令和5年度の障害基礎年金の額は、67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）は、1級障害で、年額993,750円（月額82,812円）、2級障害で、年額795,000円（月額66,250円）です。68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）は、1級障害で、年額990,750円（月額82,562円）、2級障害で、年額792,600円（月額66,050円）です。

なお、受給権者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子（1級または2級の障害の程度に該当する子の場合は20歳未満）

がいるときは、その子1人につき年額228,700円（3人目からは1人につき年額76,200円）が加算されます。また、受給権を得た後に出生などにより生計を維持することになった子についても加算されます。

（表8）障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害の程度		障　害　の　状　態
1級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上げることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級	1	次に掲げる視覚障害
		イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
		ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
		ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I /2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
		二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3 平衡機能に著しい障害を有するもの
		4 そしゃくの機能を欠くもの
		5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
		6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
		7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
		8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
		9 一上肢のすべての指を欠くもの
		10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		11 両下肢すべての指を欠くもの
		12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		13 一下肢を足関節以上で欠くもの
		14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

Q－A

学生のときのケガ、障害基礎年金を受けられますか？

(Q) 息子は大学生で体操部に入っていました。21歳のとき、令和4年1月に練習中に鉄棒から落ちてケガをし、下半身が不自由になり、今は車イスで大学生活を送っています。障害基礎年金を請求できるのでしょうか。国民年金の加入は強制加入ということでしたので、20歳から加入していましたが、保険料は本人が大学卒業後、就職してから納める予定でしたので、ひと月も納めていません。また、学生納付特例の申請もしていませんでした。

(A) 大変お気の毒ですが、結論から言いますと障害基礎年金は請求できません。理由は、ケガをされたのが20歳を過ぎていて、国民年金に加入されていますが、保険料を納めた期間や学生納付特例の期間がないためです。障害基礎年金が受けられる要件については、15ページをご覧ください。

なお、平成3年3月以前に学生で、当時、任意加入をしていなかった場合の障害は、特別障害給付金（19ページ参照）を請求することができます。

60歳すぎのケガ、障害基礎年金を受けられますか？

(Q) 私は現在62歳ですが、昨年、交通事故で片足に重い障害を受けました。その後、思うように回復せず、ほとんど動かすことができない状態です。国民年金には60歳まで加入し、保険料も忘れずに納めてきました。交通事故にあった時は61歳で、日本に住んでいましたが、国民年金には加入していませんでした。障害基礎年金は請求できるのでしょうか。

(A) 交通事故による障害とのことですが、このケースの場合、障害基礎年金を請求することはできます。

あなたのように、60歳に達し、被保険者の資格を喪失した後に事故にあい、（受給できる場合もあります。）初診日がある場合でも、初診日において60歳以上65歳未満であり、60歳に達するまで被保険者であり、かつ保険料の納め忘れないとのことですので、障害認定日において障害等級の2級以上に該当するときはその翌月から、また、その後、65歳に達する日の前日までに障害等級の2級以上に該当し裁判請求したときは請求月の翌月から、いずれの場合も障害基礎年金が支給されます。

ただし、あなたの場合、交通事故による障害とのことですので、第三者行為に基づく損害賠償等を受けているときは、その金額により障害基礎年金の支給が一定期間停止されます。

なお、障害認定日において障害等級の2級以上に該当する場合であっても、すでに老齢基礎年金を繰り上げて受給されているときは、障害基礎年金を請求することができないこととなっています。

[特別障害給付金]

国民年金の任意加入対象期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害をお持ちの人を対象にした制度です。

1. 受けられる要件

- (1) 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者等
 - (1) または(2)で、任意加入をしていなかったときに初診日のある負傷や疾病が原因で、障害基礎年金1級または2級相当の障害の状態にある人。
65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。
 - ただし、障害を支給事由とする年金を受けている人は対象になりません。

2. 給付金の額

障害等級1級 月額53,650円

障害等級2級 月額42,920円

所得による支給制限や、老齢年金、遺族年金を受給しているときには支給調整があります。

3. 相談や請求手続き

保険年金課年金担当（市役所1階 9番窓口）です。

III. 遺族基礎年金

(1) 受けられる要件

次の①から④のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた（ア）または（イ）の方に支給されます。

- ①国民年金に加入中であること
- ②加入中でない人については、過去に加入したことがあって、日本に住所があり、かつ、60歳以上65歳未満であること
- ③老齢基礎年金の受給権者であること
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること

ただし、①または②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間も含む）が、加入期間の3分の2以上あることが必要です。

なお、死亡日が令和8年（2026年）3月31日までのときは、3分の2以上の納付要件に該当しないときでも、死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がないときは、遺族基礎年金が支給されます。

- （ア）死亡した人の配偶者で、18歳到達年度の末日までにある子（1級または2級の障害の程度に該当する子の場合は20歳未満）と生計を同一にしている人
- （イ）死亡した人の18歳到達年度の末日までにある子（1級または2級の障害の程度に該当する子の場合は20歳未満）

(2) 年金額

- ①子のある配偶者が受けるとき（表9、10）

遺族基礎年金の年金額は、795,000円※です。子1人につき年額228,700円（3人目からは1人につき年額76,200円）が加算されます。

（※）68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）は792,600円です。

- ②子が受けるとき（表11）

1人のとき 年額 795,000円

2人のとき 年額 1,023,700円

3人以上のときは、2人のときの年金額に1人につき年額76,200円を加算

なお、子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金を受けるとき、または生計を同じくするその子の父もしくは母がいるときは、支給停止となります。

(表9) 子のある配偶者が受けるとき(67歳以下の方(昭和31年4月2日以後生まれ))

子の数	基本額	加算額	年金額
1人	795,000円	228,700円	1,023,700円
2人	795,000円	457,400円	1,252,400円
3人	795,000円	533,600円	1,328,600円

(表10) 子のある配偶者が受けるとき(68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ))

子の数	基本額	加算額	年金額
1人	792,600円	228,700円	1,021,300円
2人	792,600円	457,400円	1,250,000円
3人	792,600円	533,600円	1,326,200円

(表11) 子が受けるとき

子の数	基本額	加算額	年金額
1人	795,000円	0円	795,000円
2人	795,000円	228,700円	1,023,700円
3人	795,000円	304,900円	1,099,900円

Q - A

遺族基礎年金が受けられますか？

(Q) 夫婦でパン屋を営んでいましたが、6月に、夫が突然、死亡しました。小さな子を2人かかえて、何とかがんばらなければと思っていますが、遺族基礎年金を請求できるのでしょうか。国民年金には、夫婦とも20歳から加入し、最近の3年間は保険料をきちんと納めています。夫-33歳、妻-30歳、子-3歳と5歳です。

(A) 突然の死で何かと大変とは思いますが、お子さんのためにもがんばってください。さて、遺族基礎年金ですが、国民年金に加入中の夫が死亡し、加入期間の3分の2以上、または最近の1年間、保険料を納めている場合は、18歳到達年度の末日までにある子がいる妻に遺族基礎年金が支給されます。あなたの場合は要件を満たしていますので、下のお子さんが18歳に到達する年度の3月31日まで遺族基礎年金を受けることができます。

現在の年金額は、795,000円+228,700円+228,700円=1,252,400円です。

14. 国民年金の独自給付

I . 寡婦年金

(1) 受けられる要件

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料納付済期間と免除期間(昭和61年4月1日前のそれぞれの期間を含む)を合わせて、10年(平成29年7月までは原則25年)以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、かつ婚姻期間が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。ただし、学生納付特例・納付猶予以外の期間がない場合は該当しません。また、夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受けていたときは支給されません。

(2) 年金額

夫の第1号被保険者期間に相当する老齢基礎年金額の4分の3

II . 死亡一時金

(1) 受けられる要件

第1号被保険者として保険料を納付した月数と、4分の1免除を受けた月数の4分の3に相当する月数、半額免除を受けた月数の2分の1に相当する月数、4分の3免除を受けた月数の4分の1に相当する月数の合計が36月以上(昭和61年4月1日前の納付期間を含む)ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けないで死亡し、その遺族が、遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。死亡一時金を受けられるのは、死亡した人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

(2) 死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額	保険料納付済期間	金額
36月以上180月未満	120,000円	300月以上360月未満	220,000円
180月以上240月未満	145,000円	360月以上420月未満	270,000円
240月以上300月未満	170,000円	420月以上	320,000円

※ 付加保険料を36月以上納付していたときは8,500円を加算。

※ 死亡一時金と寡婦年金の両方の受給要件に該当する場合はどちらか一方の選択となります。

15. 併給の調整

すでに年金を受給している人が、さらに他の年金を受給する権利を得た場合は、原則としてどちらか一方の年金を選択することになりますので、届出が必要となります。

※併給できる場合

- ・65歳以降の老齢基礎年金と遺族厚生年金（遺族共済年金）
- ・65歳以降の障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）または遺族厚生年金（遺族共済年金）

遺族厚生年金（遺族共済年金）と老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権がある65歳以上の人には、次のとおりとなります。

- ・本人の老齢厚生年金（退職共済年金）は全額支給
- ・遺族厚生年金（遺族共済年金）は、本人の老齢厚生年金（退職共済年金）相当する額が支給停止され、その差額のみ支給
- ・老齢基礎年金は全額支給
- ・平成19年3月31日までに遺族厚生年金（遺族共済年金）を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の人（昭和17年4月1日以前生まれの人）は、対象となりません。

16. 国民年金の手続き

(1)こんなときには届出が必要です。市役所・支所または年金事務所へ。

届出の理由		手続きに必要なもの（☆は共通）
退職したとき		☆ 離職票または退職証明書等
国民年金 第3号 被保険者	配偶者が退職したとき	☆ 離職票または退職証明書等
	配偶者の扶養から外れたとき	☆ 資格喪失証明書
	厚生年金に加入している配偶者が65歳に達したとき	☆ 資格喪失証明書
	離婚したとき	☆ 資格喪失証明書と離婚日がわかる戸籍謄(抄)本
免除及び納付猶予の申請 (支所での取扱はなし)		☆ 申請理由が失業の場合は、離職票または雇用保険受給資格者証など。産前産後期間免除の場合は母子健康手帳または出生日が確認できるもの。
学生納付特例制度の申請 (支所での取扱はなし)		☆ 学生証(両面コピー)または在学証明書

【☆手続きに必要なもの：共通】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
※マイナンバーカードがない場合は通知カード（※マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降に氏名や住所などの記載事項に変更がある場合は使用できません。）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

※第3号被保険者の該当届、喪失届等は配偶者の事業所を経由して行います。

(2) 年金の請求手続き

老齢基礎年金	国民年金第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）だけの加入者	市役所保険年金課
	上記以外の人	年金事務所
障害基礎年金	初診日が20歳前もしくは国民年金第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）中の人	市役所保険年金課
	初診日が、厚生年金加入期間中もしくは国民年金第3号被保険者期間中の人	年金事務所
遺族基礎年金	初診日が、共済組合加入期間中の人	共済組合
	国民年金だけの加入者（死亡年月日が第3号被保険者期間中にある場合を除く）	市役所保険年金課
	2つ以上の制度に加入了人及び死亡年月日が第3号被保険者期間中の人	年金事務所
1つの共済組合だけの加入者		共済組合

(3) 年金を受けていた方が亡くなったとき

年金を受けていた方が亡くなった場合、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族は、亡くなった月までの年金（未支給年金）を受け取ることができます。

未支給年金を受け取れる遺族（請求者）と順位

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、
(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
(7) その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

手続きの窓口

年金事務所

手続きに必要なもの

- 1 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）または同個人事項証明（戸籍抄本）（請求者分）
- 2 住民票（請求者の世帯全員分）
- 3 住民票の除票（亡くなった方のもの）
- 4 年金証書（亡くなった方のもの）
- 5 請求者名義の預金通帳または貯金通帳
- 6 生計同一申立書（請求者と亡くなった方の住所が異なる場合）

※亡くなった方が厚生年金を受給していて、配偶者や子（18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子に限る）がいる場合、遺族年金を受給できる可能性があります。

また、住民票（請求者の世帯全員分）や住民票の除票（亡くなった方のもの）が不要の場合もあります。

詳しくは、藤沢年金事務所にお問い合わせください（☎ 0466-50-1151）。

(4) 年金担保の貸付

年金担保貸付制度は、令和4年3月末で申込受付を終了しました。令和4年3月末の時点で借入額が残っている場合でも、その返済期間及び返済方法は従来と同様ですので、繰り上げて返済する必要はありません。

詳細については、独立行政法人福祉医療機構のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 独立行政法人福祉医療機構（☎ 03-3438-0224）

年金のご相談やお問い合わせ先

◇『ねんきんネット』(「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ)

☎ 0570-058-555 (050で始まる電話からは ☎03-6700-1144)

URL : https://www.nenkin.go.jp/n_net/

◇『ねんきんダイヤル』(年金相談に関する一般的なお問い合わせ)

☎ 0570-05-1165 (050で始まる電話からは ☎03-6700-1165)

◇『ねんきん加入者ダイヤル』(年金の加入に関する一般的なお問い合わせ)

☎ 0570-003-004 (050で始まる電話からは ☎03-6630-2525)

◇日本年金機構藤沢年金事務所

〒251-8586 藤沢市藤沢 1018 番地

☎ 0466-50-1151

来訪相談 「予約受付専用電話」

☎ 0570-05-4890 (050で始まる電話からは ☎03-6631-7521)

【発行】

鎌倉市健康福祉部保険年金課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

☎ 0467-61-3963 (年金担当直通)